

# 川西市災害廃棄物処理計画【概要版】

## 計画の目的

兵庫県では、平成30年7月豪雨災害で災害廃棄物が大量に発生し、また、大規模震災時には、膨大な災害廃棄物が発生することにより、早期復旧の大きな阻害要因となることが懸念されていることから、あらかじめ災害発生時の災害廃棄物の迅速かつ適正な処理及びリサイクル推進等について、平常時に可能な限り対策を講じるとともに、災害廃棄物処理体制の確立を図り、災害に備えるために災害廃棄物処理計画を策定しました。このことから、本市では国及び県の計画等に加え、「川西市地域防災計画」の内容を踏まえて川西市災害廃棄物処理計画を策定します。

## 検討対象とする災害

	対象災害	被害想定
地震	六甲・淡路島断層帯地震	震度7
風水害	平成30年7月豪雨相当	72時間総雨量545mm ピーク時の1時間に58mmの降雨

## 実行計画の策定について

発災後は、速やかに被害状況や災害廃棄物の発生状況を把握するとともに、本計画に当てはめて処理方法やスケジュール等を検討し、「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

## 検討対象とする廃棄物

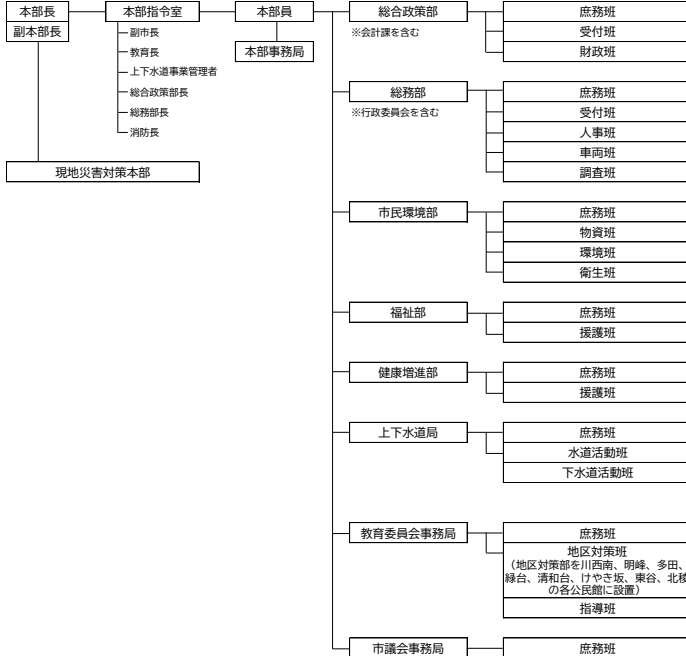
	対象廃棄物
災害廃棄物	可燃物/可燃系混合物、木くず、不燃物/不燃系混合物、コンクリートがら等、金属くず、廃家電（4品目）/小型家電/その他家電、廃自動車等、有害廃棄物/危険物、その他、適正処理困難物
災害に伴って発生するごみ・し尿	生活ごみ
	避難所ごみ
	し尿

## 災害廃棄物処理の基本方針

①衛生的な処理	・発災時は、被災者の一時避難や上下水道の断絶等の被害が想定される。その際に発生する家庭ごみやし尿については、生活衛生の確保を最重要事項として対応する。
②迅速な処理	・生活衛生の確保、地域復興の観点から、災害廃棄物の処理は時々刻々変化する状況に対応できるよう迅速な処理を行う。
③計画的な処理	・発災による道路の寸断、一時的に大量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場を適正に配置し集積する。集積した災害廃棄物は計画的に処理施設に搬入し処理する。 ・災害廃棄物の処理は、県や近隣市町と連携して行う。 ・災害廃棄物の処理の収束から、平常の清掃業務に移行する時期等についても十分に考慮する。
④環境に配慮した処理	・災害廃棄物は十分に環境に配慮し処理を行う。特に不法投棄及び野焼きの防止には十分注意を払う。
⑤リサイクルの促進	・災害廃棄物は、分別して再資源化を進めることで、処理・処分量の軽減を図り、適正な処理を行う。
⑥安全な作業の確保	・発災時の清掃業務は、通常と異なり、発生量やごみの組成、危険物の混入等が考えられることから作業の安全性を確保するように務める。

## 川西市の災害発生時の組織体制

大規模災害が発生した場合には、川西市災害対策本部の指令に従い各部を設置する。



## 実行計画の策定

実行計画を策定する。



## 協力・支援体制

自衛隊・警察・消防、国、兵庫県、災害時の協定等を締結している他自治体等、関係業界等と協力し、又は支援を要請する。



## 情報収集・連絡体制

災害対策本部から情報を収集し、関係機関等に周知する。定期的に新しい情報を収集・整理する。



## 市民への周知・啓発

ごみの排出ルール（分別方法、便乗ごみの排出禁止）、仮置場の設置・運営等の情報について、早期に発信する。

## 平時における研修・訓練の実施

本計画の内容について平時から職員に周知するとともに、発災時に本計画が有効に活用できるよう研修・訓練を継続的に実施し、人材育成を行う。

## 災害廃棄物処理スケジュール

処理においては、道路障害物や倒壊の危険性のある家屋の解体撤去、有害廃棄物・危険物の回収、腐敗性廃棄物の処理等、緊急性の高いものを優先する。  
また、時間経過に伴い、処理施設の復旧や増設、動員可能人員、資機材の確保、広域処理の進捗等の状況が変化することから、適宜見直しを行い、円滑な進捗管理に努める。

	時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
災害応急対応	初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う。)	発災後 数日間
	応急対応 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)	~3週間 程度
	応急対応 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	~3カ月 程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物を本格的に処理する期間)	~2年程度	

## 災害廃棄物

### 災害廃棄物発生量

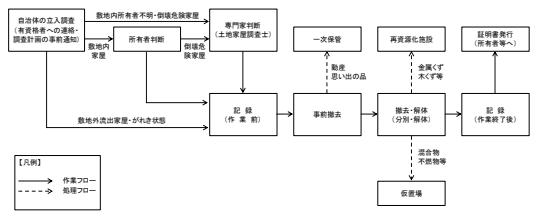
(単位：千トン)

	可燃物	不燃物	コンクリート	金属	柱角材	合計
地震	325	342	948	120	98	1,833

### 解体・撤去

発災直後は緊急車両等道路通行乗支障がある場合は市が損壊家屋の解体・撤去を行う。  
損壊家屋の解体現場にて積極的に分別(木くず、コンクリートがら、金属くず等)したうえで、仮置場に搬入する。

### <解体・撤去の手順>

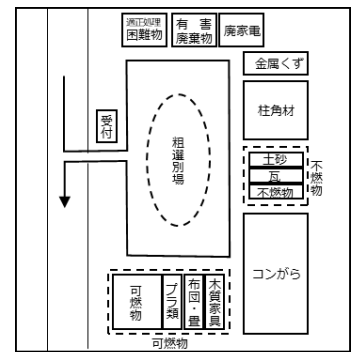


## 仮置場

被災現場から速やかに災害がれきを撤去するために、これらを分別・保管する場所として、公有地を中心に一次仮置場を設置する。必要面積は、46.8ha(約467,978㎡)と見込まれる。

分類	定義、用途
一次仮置場	集積所 ・個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、被災家屋等から災害廃棄物を被災地内において、仮に集積する場所
	一次仮置場 ・処理(リユース・リサイクルを含む)前に、仮置場等にある災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておく場所
二次仮置場	二次仮置場 ・一次仮置場での分別が不十分な場合等に、再分別・保管しておく場所(廃棄物の状態や場所によって、一次仮置場のみで良い/一次仮置場しか設定できない場合もある。)

### <レイアウト例>



## 分別・リサイクル

災害がれきは可能な限り分別・選別を行い、リサイクルの推進を図るとともに、地域の復興に役立てる。解体・撤去時や各仮置場などで適正に分別することが重要である。

## 焼却処理

国崎クリーンセンターで行うことを基本とするが、処理能力が不足と想定される場合は、協定に基づき広域処理や広域での仮設焼却炉の整備を行う。  
大規模災害時は焼却施設へ大量の大型ごみが搬入されると想定し、国崎クリーンセンターの処理可能量は発災後で約51,982tと見込まれる。

## 最終処分

一般廃棄物最終処分場に埋立処分することを基本とするが、関係機関と協議・調整のうえ、民間へ委託、広域処理を行う。

## 特別な対応・配慮が必要な廃棄物等

- 家電リサイクル法対象品目やパソコン、太陽光発電設備等は、国の通知等に基づいてリサイクル又は処理を進める。
- 廃自動車・バイクの処分には所有者の意思確認が必要となるため、関係機関等へ所有者の照会を行う。
- 有害性・危険性がある廃棄物は、関係業者へ協力要請を行い、処理ルートを確認する。
- 貴重品や思い出の品は保管する。

## 避難所ごみ

### 避難所ごみ発生量

避難所から発生する避難所ごみは発生原単位×避難者数から算出される。

### 収集・運搬

- 可能な限り発災直後から収集・処理を行う。
- 事業系一般廃棄物として収集する。

- ・思い出の品  
写真、位牌、賞状、アルバム、手帳、記録媒体(パソコン、携帯電話、デジカメ・ビデオ等)

## し尿

### し尿発生量

災害時し尿収集必要人数(避難者数)×1人1日平均排出量から算出

### 仮設トイレ必要設置数

仮設トイレは、し尿発生量/仮設トイレの1基当たり容量から算出

### 収集・運搬~処理

原則として平時どおり。